

公的研究費等の不正防止計画

株式会社ミサワホーム総合研究所(以下、「当社」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学省)に基づく、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定・実施する。

ガイドライン(実施基準)における要請事項	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化	
公的研究費等の運営・管理に関わる責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表する。	<p>機関内責任者を以下のとおり定め、その職名・役割をホームページに公開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高管理責任者: 代表取締役社長 ・ 統括管理責任者: マネジメントセンター管掌役員 ・ コンプライアンス推進責任者: 研究センターの各センター長 ・ コンプライアンス推進副責任者: 研究センターの各室長
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境整備	
公的研究費等の使用ルールと運用実態の乖離	公的研究費等の運用実態を把握し、乖離がある場合にはその原因を把握し、必要に応じて対策を図る。
	公的研究費の運営・管理に係る相談窓口を設置し、その連絡先をホームページに公開する。
	公的研究費の決裁手続きについて、研究員及び事務担当者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確にし、社内に周知する。
公的研究費等に対する事務手続き等、研究員のコンプライアンス(モラル)の低下	e-ラーニング等によるコンプライアンス教育を実施することにより、公的研究費等の適正執行に関する意識向上を図る。
	「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備し、運用の透明化を図る。
	公的研究費等による研究の運営・管理に関わる職員等は、誓約書を研究所に提出する。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施・見直し	
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	モニタリングや内部監査を通じて不正発生要因を把握し、点検・評価したものを盛り込んだ不正防止計画を策定し、実施する。モニタリング・内部監査の結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に点検し、必要な見直しを行う。

ガイドライン(実施基準) における要請事項	不正防止計画
4. 公的研究費の適正な運営・管理活動	
物品等調達における研究員と 関係業者との癒着	<p>研究員から不正な働きかけがあった場合は、通報窓口(マネジメントセンター)へ通報するよう取引業者に周知する。</p> <p>取引業者に対し、不正又は不適切な契約を行わないよう周知するとともに、誓約書の提出を求める取組みを行う。</p>
予算執行のチェック体制の不備	<p>事務処理担当者は、定期的に予算執行状況を検証し、研究計画に問題が生じる場合、以下の対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理責任者へ予算執行状況を報告し研究員への指導を促す。 ・ 統括管理責任者を中心に、返還・繰越制度の活用等について話し合う場を設ける。
検収作業の形骸化	検収の際は、契約書や発注書と納入された現物の照合を行う。
5. 情報発信・共有化の推進	
公的研究費の不正に関する 通報制度の形骸化	公的研究費に係る不正行為等の通報窓口を、ホームページに公開する。
研究所内での公的研究費の制度 等に関する情報伝達不足	公的研究費等に関わる所員間でのコミュニケーションの促進を図り、意思疎通を高める。
6. モニタリングの在り方	
モニタリングの形骸化	内部監査部門にて、公的研究費等の管理体制の検証を行う。
	内部監査部門は不正防止計画推進部署との連携を強化した上で、不正が発生するリスクに対し重点的にサンプルを抽出する監査を実施する。
	内部監査の内容・手順等は、定期的に見直しを行う。

以上